

件名	都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
主管課	文化財保護課（都市計画課、都市整備課、建築住宅課、県警生活環境課）
根拠法令等	都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号） 都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号） 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号） 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
<p>【制定の概要】 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）の施行に伴い、関係条例の整備を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）の一部改正 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更に係る許可等事務のうち、市が処理する事務の対象となる地域に「田園住居地域」を追加する。（条例第43条の7第1項第1号イ関係）</p> <p>○愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）の一部改正 公募設置管理制度の創設に伴い、公募対象公園施設の建蔽率の特例について、国と同一の基準で規定する。 運動施設の敷地面積に関する制限について、国と同一の基準で規定する。</p> <p>○愛媛県建築基準法施行条例（昭和35年愛媛県条例第21号）の一部改正 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域に「田園住居地域」を追加する。（条例第18条関係）</p> <p>○愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）の一部改正 屋外広告物の表示・設置を禁止する地域に「田園住居地域」を追加する。（条例5条関係）</p> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年愛媛県条例第35号）の一部改正 風俗営業等の許可等事務のうち、住居系地域として「田園住居地域」を風営法の第一種地域に位置付け、営業場所に関する許可基準、騒音及び振動の規制、営業禁止区域及び広告宣伝地域として規制する。（条例第2条の1関係）</p> <p>○愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部改正 「田園住居地域」で建築可能な用途以外の建築物を例外的に認める建築許可申請手数料の追加及び引用条項のズレを解消する。（別表5 土木関係事務手数料22関係）</p>	
施行日	平成30年4月1日
<p>【その他参考事項】 ○都市計画法の一部改正（該当部分は、平成30年4月1日施行） 用途地域に「田園住居地域」が創設された。</p>	